

## e-Tax ホームページ更新内容（令和6年10月28日）

### ●税理士及び税理士法人等の方

<https://www.e-tax.nta.go.jp/zeirishi.html>

The screenshot shows the e-Tax website interface. At the top, there is a navigation bar with the e-Tax logo, a search bar, and a 'ログイン' (Login) button. Below the navigation bar, there are tabs for '個人の方' (Individuals), '法人の方' (Corporations), '電子納税' (Electronic Taxation), and 'お知らせ' (Notice). The main content area has a green header with the text '税理士及び税理士法人等の方' (For Accountants and Tax Corporations). Below this, there are three topic cards: '大法人の電子申告義務化について' (Regarding the obligation of large corporations to file electronically), '法定調書の電子申告義務化について' (Regarding the obligation of statutory accounting books to file electronically), and '添付書類のイメージデータによる提出について' (Regarding submission using image data of attached documents). A large black arrow points from this section down to the next screenshot.

The screenshot shows the 'お問い合わせの多い内容' (Frequently Asked Questions) section. It lists various questions in two columns. A red dashed box highlights the '参考情報' (Reference Information) section at the bottom, with a red arrow pointing to it. The questions include: '代理送信の方法 (e-Taxソフト)' (Method of proxy transmission (e-Tax software)), '委任関係の登録について' (Regarding registration of proxy relationships), 'メッセージの共有' (Message sharing), '個人納税者に係る「申告のお知らせ」の転送設定' (Transfer settings for 'Notice of filing' for individual taxpayers), '正常に送信できたか確認したい' (I want to confirm if it was transmitted normally), '送信した内容を確認・印刷したい' (I want to confirm/print the content I transmitted), '申告に関するお知らせについて' (Regarding notices about filing), '振替納税のお知らせについて' (Regarding notices about direct debit payment), 'メッセージボックスのフォルダ機能について' (Regarding folder functions in the message box), 'HUBH139: 「納税者の方 (本人) の電子証明書が登録されている電子証明書と異なるため、電子証明書を確認の上、再度送信してください。・・・」と表示されました。どうすればいいですか。' (HUBH139: I received a message saying 'Because the electronic certificate registered for the taxpayer (yourself) is different from the electronic certificate, please check the electronic certificate and resend it. ...'. What should I do?), and '電子申告等開始届出書を提出した後に、納税地や代表者などが変更となった場合、e-Taxの利用について、どのような手続をすればよいのですか。' (After submitting the start of electronic filing, if the tax jurisdiction or representative changes, what procedures should be followed for using e-Tax?).

(追加)

- ・税理士等が「申請書等の取下書」を代理送信することができますか。

→ <https://www.e-tax.nta.go.jp/toiwase/qa/yokuaru08/42.htm>

## ●税理士及び税理士法人等向けのよくある質問

[https://www.e-tax.nta.go.jp/toiwase/qaindex/yokuaru\\_08.htm](https://www.e-tax.nta.go.jp/toiwase/qaindex/yokuaru_08.htm)



nh サイトマップ よくあるご質問 お問い合わせ 文字サイズ 標準 大 ログイン

個人の方 法人の方 電子納税 お知らせ 利用可能時間 各ソフト・コーナー

ホーム > お問い合わせ > よくある質問(Q & A) > 税理士及び税理士法人等向けのよくある質問

# 税理士及び税理士法人等向けのよくある質問

- 【税務代理関係】
- 【税理士用新電子証明書関係】
- 【税理士業務に係るe-Tax利用の簡便化関係】
- 【メッセージボックス関係】
- 【電子申請等証明書】
- 【転送設定関係】
- 【代理受領関係】

## 【税務代理関係】

- 税理士及び税理士法人等が、e-Taxの利用を始める場合の手続きはどのようになりますか。
- 税理士及び税理士法人等がe-Taxを利用して税務代理を行う場合、電子申告等開始届出書をどの税務署に提出するのですか。関与先の納税者ごとに、それぞれの所轄税務署に提出する必要がありますか。
- 税理士及び税理士法人等が申告等データを作成し、送信する場合、関与先の納税者も電子申告等開始届出書を提出する必要がありますか。また、電子証明書も必要ですか。
- 社員税理士や所属税理士も、電子申告等開始届出書を提出して利用者識別番号等を取得する必要がありますか。
- 申告等データを送信する際に、税理士法第 30条に規定する税務代理権限証書や同法第33条の2に規定する計算・審査事項等を記載した書面も電子データの形式で送信することができますか。
- 税理士及び税理士法人等が作成した申告等データを納税者が送信した場合、税理士及び税理士法人等は受信通知によりその内容を確認できますか。また、税理士及び税理士法人等が送信した場合はどうですか。
- 社員税理士又は所属税理士が関与先の申告等データを送信する場合、誰の電子証明書を添付すればいいのですか。
- 税理士及び税理士法人等が、1月以降に新規の関与依頼を受け、開始届出書を提出した場合、予定納税額等や中間納付税額等が記載されている確定申告等に関するお知らせは、メッセージボックスに格納されますか。
- 税理士等がe-Taxソフトにより納税者の申告等データを作成し、送信する場合に注意すべき事項にはどういったものがありますか。
- 税理士等が申告等データを作成し、送信する場合や所得税徴収高計算書を利用者識別番号・暗証番号のみで送信する場合には、納税者や税理士等は、改めて電子申告等開始（変更）届出書を提出する必要がありますか。
- 税理士等が申告等データを作成し、送信する場合には、納税者は電子証明書やICカードリーダーが必要ですか。
- 税理士等が申告等データを作成し、送信する場合には、納税者は暗証番号の変更、電子証明書の登録などの初期登録をする必要がありますか。
- 税理士等が納税者の申告等データを作成し、送信した場合「電子証明書が登録されていません。電子証明書の登録を行いますか。」というメッセージが表示され、送信できません。どうすればいいですか。
- 所得税徴収高計算書についても、税理士等が所得税徴収高計算書データを作成し、送信することができますか。
- 税理士等が所得税徴収高計算書及び納付情報登録依頼を送信した場合に「納税用確認番号が登録されていない利用者の代理送信は行えません。」とのエラーがメッセージボックスに通知されましたがどうすればよいですか。
- 税理士等が申告等データを作成し、送信する場合は、税務代理権限証書を必ず提出する必要がありますか。
- 令和4年度以前の申告書に、令和6年4月1日改正後の税務代理権限証書等を添付できませんがどうすればよいですか。
- 税理士等が納税証明書の交付請求書を代理送信する場合、納税者の電子署名は必要になりますか。
- 税理士等が納税証明書の交付請求書を代理送信する場合、e-Taxソフトの操作において、注意すべき事項にはどういったものがありますか。

## 【税理士用新電子証明書関係】

- 新たな税理士用電子証明書を取得しました。今まで使っていたものから変更するにはどのようにすればいいですか。


(追加)

- 20. 税理士等が「申請書等の取下書」を代理送信することができますか。

→ <https://www.e-tax.nta.go.jp/toiwase/qa/yokuaru08/42.htm>

●税理士等が「申請書等の取下書」を代理送信することができますか。(新規)

<https://www.e-tax.nta.go.jp/toiawase/qa/yokuaru08/42.htm>



サイトマップ よくあるご質問 お問い合わせ 文字サイズ 標準 大 ログイン

個人の方 法人の方 電子納税 お知らせ 利用可能時間 各ソフト・コーナー

ホーム > お問い合わせ > よくある質問(Q&A) > 税理士及び税理士法人等向けによくある質問 > 税理士等が「申請書等の取下書」を代理送信することができますか。

## 税理士及び税理士法人等向けによくある質問

更新日：令和6年10月28日

**Q** 税理士等が「申請書等の取下書」を代理送信することができますか。

**A** 令和6年11月から「税務代理権限証書」の「その他の事項」欄に申請書等の取下げの意向を入力するうえ、代理送信いただければ、税務署等において「申請書等の取下書」として取り扱います。  
「税務代理権限証書」の作成にあたっては、以下の【作成方法】をご確認いただき、申告等データとは別に「税務代理権限証書」のみ送信してください。

なお、受信通知に以下のワーニングメッセージが表示されますが、「申請書等の取下書」として正常に受け付けておりますので、再度送信いただく必要はありません。

**【ワーニングメッセージ】**  
税務代理権限証書に入力された受付番号及び依頼者の利用者識別番号のいずれかに誤りがあり代理受領権の選択の有無を確認できませんでした。通知書の代理受領を希望される場合は、入力内容を確認のうえ、税務代理権限証書のみを再度送信してください。

(※1) 上記のワーニングメッセージが表示されない場合は、送信先の税務署等へ電話連絡いただきますようお願いいたします。

(※2) 以下の取下書については、既定の様式を使用していただくようお願いいたします。これらの様式は、イメージデータ(PDF)でe-Taxへ送信が可能です。

- 延納申請取下書
- 物納申請取下書
- 審査請求取下書
- 審査請求参加取下書
- 行政文書開示請求取下書
- 保有個人情報(開示・訂正・利用停止)請求取下書
- 相互協議申立ての取下書
- 仲裁要請の取下書
- 相互協議申立ての取下書(台湾用)

### 【作成方法】 申請書等の取下げの意向を示す「税務代理権限証書」

税務代理権限証書で「取下」の意思表示を行う場合は、以下の2点にご留意いただき、申告等データとは別に「税務代理権限証書」のみ送信してください。

**★留意事項1**  
⇒「基申告書(申請書)の受付番号」欄には、「123」と入力してください。  
⇒ご利用の民間税務ソフトで「123」と入力するとエラーになる場合は、未入力でも差し支えありません。

**★留意事項2**  
⇒「3 その他の事項」欄には「受付番号」、「申請書等の手続名称」及び「取下の意向」を入力してください。  
⇒<例>受付番号(XXXX-XXXX-XXXX-XXXX-XXXX)の●●税申告書(申請書)について、取下げます。

★留意事項 1

受 付 印

基申告書（申請書）の受付番号 123

税 務 代 理 権 限 証 書

※整理番号

令和 年 月 日 税 理 士 又 は 税 理 士 法 人 股	氏名又は名称	税務 一郎	利用者識別番号 222222222222200
	事務所の名称 及び所在地	税理士法人NTA 東京都中央区築地 5-3-1	電話 (03) 3542-2111
	所属税理士会等	築地 税理士会 築地 支部 登録番号等 第 777777 号	

上記の税理士法人を代理人と定め、下記の事項について、税理士法第2条第1項第1号に規定する税務代理を委任します。 令和 6 年 1 月 1 日

過 年 分 に 関 する 税 務 代 理	下記の税目に関して調査が行われる場合には、下記の年分等より前の年分等（以下「過年分」といいます。）についても税務代理を委任します（過年分の税務代理権限証書において上記の代理人に委任している事項を除きます。）。【委任する場合はチェックしてください。】	<input checked="" type="checkbox"/>
----------------------------	--	-------------------------------------

上記の税理士法人を代理人と定め、下記の事項について、税理士法第2条第1項第1号に規定する税務代理を委任します。 令和 6 年 1 月 1 日

過 年 分 に 関 する 税 務 代 理	下記の税目に関して調査が行われる場合には、下記の年分等より前の年分等（以下「過年分」といいます。）についても税務代理を委任します（過年分の税務代理権限証書において上記の代理人に委任している事項を除きます。）。【委任する場合はチェックしてください。】	<input checked="" type="checkbox"/>
----------------------------	--	-------------------------------------

調査の通知・終了の際 の 手 続 に 関 する 同 意	上記の代理人に税務代理を委任した事項（過年分の税務代理権限証書において委任した事項を含みます。以下同じ。）に関して調査が行われる場合には、私（当法人）への下表の通知又は説明等は、私（当法人）に代えて当該代理人に対して行われることに同意します。【同意する場合はチェックしてください。】	<input checked="" type="checkbox"/>
	調査の通知	<input checked="" type="checkbox"/>
	調査終了時点において更正決定等をすべきと認められない場合における、その旨の通知	<input checked="" type="checkbox"/>
	調査の結果、更正決定等をすべきと認められる場合における、調査結果の内容の説明等（当該説明に併せて修正申告等の勧奨が行われる場合における必要な説明・書面の交付を含む。）	<input checked="" type="checkbox"/>

代理人が複数ある場合における代表する代理人の定め	上記の代理人に税務代理を委任した事項に関しては、当該代理人をその代表する代理人として定めます。【代表する代理人として定める場合はチェックしてください。】	<input type="checkbox"/>
--------------------------	--	--------------------------

依 頼 者	氏名又は名称	国 本 加	利用者識別番号 111111111111155
	住所又は事務所の所在地	東京都千代田区霞が関 3-1-1	電話 (03) 3581-4161

1 税務代理の対象に関する事項		年 分 等
税 目 (該当する税目にチェックしてください。)		
所得税（復興特別所得税を含む） ※申告に係るもの	<input checked="" type="checkbox"/>	令和 5 年分
法人税 （復興特別法人税を含む）	<input type="checkbox"/>	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
消費税及び 地方消費税（譲渡割）	<input type="checkbox"/>	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
所得税（復興特別所得税を含む） ※源泉徴収に係るもの	<input type="checkbox"/>	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日 (法定納期限到来分)
	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>	

2 税務代理の対象となる書類の受領に関する事項	
<input checked="" type="checkbox"/> ①更正の請求に係る更正通知・更正の請求に係る更正の理由がない旨の通知	
<input checked="" type="checkbox"/> ②期限後申告書・修正申告書の提出、更正の請求に係る更正があった場合に課する加算税に係る賦課決定通知	
<input checked="" type="checkbox"/> ③予定納税額の通知	
<input checked="" type="checkbox"/> ④予定納税額の減額申請に係る承認又は却下の通知	
<input type="checkbox"/> ⑤通格請求書発行事業者の登録通知	

★留意事項 2

3 その他の事項
受付番号 (xxxx-xxxx-xxxx-xxxx-xxxx) の●●税申告書（申請書）について、取下げます。

委 任 状

令和 年 月 日

上記の \_\_\_\_\_ を代理人と定め、  納税証明書の交付請求に記載した証明書における一切の権限  
 その他 ( \_\_\_\_\_ ) について、委任します。

依頼者： \_\_\_\_\_ (住所又は事務所の所在地は、上記税務代理権限証書に記載のとおり)

※事務処理欄	部門	業種	他部門等回付	( ) 部門
--------	----	----	--------	--------